

● 大空町の税率は次のとおりです。

1. 法人税割

税率(令和元年9月30日以前事業年度開始)	12.1%
税率(令和元年10月1日以後事業年度開始)	8.4%

※ 予定申告における経過措置として、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に係る法人税割額の算出については、『前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数』となります。

2. 均等割

資本金等の額による区分	町内の事務所・事業所等の従業者数の合計	税率 (年額)
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円
	50人以下のもの	492,000円
10億円を超え、50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円
	50人以下のもの	492,000円
1億円を超え、10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円
	50人以下のもの	192,000円
1,000万円を超え、1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円
	50人以下のもの	156,000円
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円
	50人以下のもの	60,000円
法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの		60,000円

【注】 資本金等の額とは
資本金の額又は出資金額と、法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額です。